

佐野漁港施設整備事業に伴う
土地等の造成および譲渡の基本計画

大阪府

佐野漁港施設整備事業に伴う土地等の造成および譲渡の基本
計画を次のように定める。

昭和38年10月11日

大阪府知事 左 藤 義 詮

1 目 的

最近における都市人口の急激な増大と食生活の変せんによ
る水産物およびこれを原料とする水産加工品の需給の伸長は
いちじるしいものがある。

このような現状にかんがみ第3次漁港整備計画の一環とし
て、佐野漁港に大型遠洋漁船の基地および水産物の帆増施設、
加工施設等の用地を造成し、関係企業を誘致することにより
水産物流通の合理化をはかるとともに府民はもとより広く近

畿経済圏を対象とする食品供給源を確保しようとするものである。

2 造 成

(1) 場 所

泉佐野市中庄、下瓦屋および鶴原地先

(2) 規 模

区 分	内 容
漁港施設	防波堤 460m
	泊地 395,000㎡ 水深 -6m, -12m
	面積 1,126,000㎡
埋立造成地	工場用地 860,000㎡
	公共用地その他 266,000㎡

(3) 工事期間

昭和38年度から昭和42年度まで

(4) 事業費

総 額 80億円

3 造成地の譲渡

(1) 譲渡の対象となる者

(2)

漁業、食料品製造業、倉庫業およびこれらに関連する事業を営む者。

(2) 譲渡の手続

譲渡の面積および申込期間等を告示して申込みを受付け申込者の事業計画、資金計画等を審査して造成地へ誘致することが適当であると認められた者に随意契約により譲渡する。

(3) 譲渡価額

価額は、造成事業費その他を勘案して決定する。

(4) 譲渡の条件

ア 代金の納入方法

(7) 売却代金は契約の締結と同時に全額納入させるものとするが、契約締結の日から4年以内において分割納入させることができる。ただし、売却を受けたものが建設費に相当多額の資金を必要とする場合、その他真にやむを得ない事情があると認めるときは、この期間を7年まで延長できるものとする。

(イ) 未完成の区域について譲渡契約を締結するとき、造成地引渡しの時期までに代金の一部を納入させるものとし、残額については(ア)に準じて納入させるものとする。

イ 所有権移転登記の時期

所有権移転登記の時期は、代金の全額を納入した後とする

ウ 用途の制限および譲渡の禁止

譲渡を受けた者に対しては、所定の事業計画に従って工場または事業場を建設させるものとし、造成地を第三者に譲渡し、または使用させてはならないものとする。ただし、知事が特にやむを得ないものとして承認したときは、この限りでない。